

別紙

諮問第780号

答 申

1 審査会の結論

「私が平成〇年に〇〇警察署に送付した告訴告発状が不受理となったことについて理由が分かる文書（作成された決裁書を含む）」について、不存在を理由として非開示とした決定は、妥当である。

2 審査請求の内容

本件審査請求の趣旨は、東京都個人情報の保護に関する条例（平成2年東京都条例第113号。以下「条例」という。）に基づき、審査請求人が行った「私が平成〇年に〇〇警察署に送付した告訴告発状が不受理となったことについて理由が分かる文書（作成された決裁書を含む）」の開示請求に対し、警視総監が令和2年2月4日付けで行った不存在を理由とした非開示決定について、その取消しを求めるというものである。

3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

本件非開示決定は、適正かつ妥当なものである。

4 審査会の判断

(1) 審議の経過

本件審査請求については、令和2年6月12日に審査会に諮問された。

審査会は、令和3年8月18日に実施機関から理由説明書を收受し、同年9月21日（第154回第三部会）及び同年10月28日（第155回第三部会）に審議した。

(2) 審査会の判断

審査会は、審査請求人の審査請求書及び反論書における主張並びに実施機関の弁明書及び理由説明書における主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

ア 実施機関における本件諮問に関する各種定めについて

(ア) 告訴状及び告発状が郵送されてきた場合について

「告訴及び告発の取扱いについて」（平成15年4月1日通達甲（副監．刑．2．資）第15号。以下「告訴等取扱通達」という。）では、告訴状又は告発状（以下「告訴状等」という。）が郵送されてきた場合で、告訴権、犯罪事実、処罰意思等の確認が困難であると認めるときは、当該告訴及び告発（以下「告訴等」という。）を行った者に対し、速やかに来署を求めるなどして、資料の提出又は説明を求める旨、定めている。

(イ) 告訴・告発事件相談について

「知能犯に関する告訴及び告発取扱要綱の制定について」（平成15年4月1日通達甲（刑．2．資）第3号。以下「告訴等相談通達」という。）では、知能犯に関する告訴等の相談を受けたときは、警察総合相談業務等管理システム（警察相談に伴う相談業務（告訴等に係る相談を含む。）を総合管理するシステムをいう。）に、当該相談に係る事案の概要、措置その他必要な事項を速やかに入力した後、同システムから出力した告訴・告発事件相談簿について所属長の決裁を受け、関係資料と共に告訴等相談簿として備え付ける旨、定めている。

(ウ) 刑事事件に関する相談について

「刑事事件に関する相談の適正な取扱いについて」（令和3年3月26日通達乙（刑．総．指1）第43号。以下「事件相談通達」という。）では、刑事事件に関する相談（刑事警察に関するものに限る。）を受理し、又は引継を受けた場合は、相談者の氏名、住所、相談の要旨等を警察総合相談業務等管理システムに登録するとともに、同システムから事件相談受理票を出力し、所属長の決裁を受けて保存すること、及びその保存期間は3年とする旨、定めている。

なお、実施機関の説明では、本件開示請求の内容にある平成〇年当時も同様の規定であったとのことである。

(エ) 公文書の保存期間の起算日について

「警視庁公文書管理規程」（平成13年3月21日訓令甲第6号）28条では、公文書

の保存期間の起算日について、作成した公文書は当該公文書の作成日の、作成した公文書のうち発行したものは発行日の、取得した公文書は取得日のそれぞれ翌年4月1日とする旨、定めている。

イ 本件非開示決定の妥当性について

実施機関は、本件開示請求に係る保有個人情報の内容について作成することが想定される公文書は、事件相談受理票又は告訴・告発事件相談簿であるとし、いずれも存在しないとして非開示決定を行っていることから、その妥当性について、以下検討する。

(ア) 審査請求人の主張

審査請求人の審査請求書及び反論書における主張について、これを要約すると以下のとおりである。

審査請求人が行ったのは、告訴告発状の送付であり、警察相談ではない。

審査請求人は、事件相談も告訴・告発事件相談も行っておらず、実施機関による文書の特定は違法である。

(イ) 実施機関の説明

実施機関は、弁明書及び理由説明書において、以下のとおり説明する。

本件開示請求受付時、審査請求人に対し、本件開示請求の内容にある告訴告発状の内容が刑事警察に関するものであるということを確認したことから、本件開示請求に係る保有個人情報として想定される公文書は、事件相談受理票又は告訴・告発事件相談簿である。

実施機関では、告訴状等が郵送されてきた場合、告訴権、犯罪事実、処罰意思等の確認が困難であると認めるときは、速やかに来署を求めるなどして、資料の提出又は説明を求めることとしている。

そして、本件開示請求を受け、関係所属に対する調査を行ったところ、本件開示請求に係る告訴状等については、事件相談として受理していたことを確認したもの、当該事件相談受理票については、存在しなかった。

仮に、当該事件相談が平成〇年中に終了していた場合には、既に保存期間が満了していることから、廃棄されており存在しないものである。さらに、当該事件

相談が、受理された平成〇年の翌年以降も継続されていた場合又は何らかの事情により事件相談受理票の保存期間が延長されている場合を想定し、〇〇警察署において保管されている事件相談受理票の綴りを確認したが、審査請求人に係る保有個人情報は存在しなかった。

また、告訴・告発事件相談簿についても、〇〇警察署に備え付けられている告訴等相談簿を綿密に検索したが、本件開示請求に係る保有個人情報が存在しないことを確認した。

(ウ) 審査会の検討

審査会が、告訴等取扱通達を確認したところ、実施機関の説明するとおり、郵送されてきた告訴状等について、告訴権、犯罪事実、処罰意思等の確認が困難である場合は、当該告訴等を行った者に対し説明を求める旨が定められていた。また、実施機関では、一般的に告訴等の受理については、事前相談を受け、告訴等の要件が具備されているか否かを吟味した上で行われている。

そこで審査会が、事件相談通達及び告訴等相談通達を確認したところ、告訴等の相談について、その内容が刑事事件に関する場合は、事件相談又は告訴・告発事件相談として受理し、それぞれ事件相談受理票又は告訴・告発事件相談簿を作成する旨が定められていた。

また、警視庁公文書管理規程を確認したところ、実施機関における公文書の保存期間の起算日について前記ア（エ）のとおり定められており、平成〇年に作成された事件相談受理票の保存期間は、平成〇年の翌年4月1日を起算日とし3年であり、本件開示請求が行われた時点では、その保存期間が満了しているものであることが確認できた。

ところで、実施機関の説明では、当該事件相談受理票は保存期間が既に満了しており、受理時の年数からみて廃棄されているものと考えられたけれども、審査請求人が送付した告訴状等について事件相談として過去に受理していた事実を確認したことから、それが何らかの事情により保存されている可能性のあることも想定して検索を実施したものであるが、本件開示請求に係る保有個人情報は存在しなかったとのことである。また、告訴・告発事件相談簿についても、それが作成されている場合を想定して綿密に検索を実施したが、これも存在しなかった

と説明している。

先に確認した各通達及び警視庁公文書管理規程の定めに照らし、以上の実施機関の説明に不自然、不合理な点は認められず、他に本件開示請求に係る保有個人情報存在を認めるに足りる特段の事情も見当たらないことから、本件開示請求につき、不存在を理由として非開示とした決定は、妥当である。

なお、審査請求人は、審査請求書及び反論書においてその他種々の主張をしているが、これらはいずれも審査会の判断を左右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

久保内 卓亞、木村 光江、徳本 広孝、寶金 敏明